

子ども・子育て支援事業計画の進行管理について【計画期間：平成27年度～平成31年度】

(1)教育・保育の提供体制

番号	項目	事業内容	実績 (参考：() 実入所人数)			平成30年度 目標事業量	平成31年度 目標事業量
			計画策定時 H25実績	平成29年度 (参考)	平成30年度		
1	1号	確保数(※満3歳～5歳児 教育認定(4～5時間の利用))		1,371人 (1,252人)	1,631 (1,012人)	1,333人	1,333人
2	2号	確保数(※満3歳～5歳児 保育認定(8～11時間の利用))		933人 (898人)	946人 (963人)	1,050人	1,050人
3	3号(1・2歳)	確保数(保育認定(8～11時間の利用))		268人(274人)	1歳 270人(323人)	548人	552人
				300人(363人)	2歳 304人(300人)		
4	3号(0歳)	確保数(保育認定(8～11時間の利用))		152人 (190人)	154人 (172人)	158人	158人
5	保育利用率	満3歳児未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数割合の目標値		37.7%	38.0%	36.2%	37.3%

(2)地域子ども・子育て支援事業

6	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等(2・3号)で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業	619人 14か所	865人 22か所	1107人 22か所	936人 23か所	924人 23か所
7	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業	801人 (H26)	1,033人 31か所	1,035人 31か所	878人 29か所	1,051人 30か所
8	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)	0人 4か所	5人 4か所	2人 4か所	2人 4か所	2人 4か所
9	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	延べ48,880人 6か所	延べ58,404人 6か所	延べ58,122人 6か所	延べ50,239人 6か所	延べ49,104人 6か所
10	幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業	延べ84,040人 10か所	延べ33,804人 10か所	延べ22,401人 10か所	延べ78,700人 12か所	延べ77,200人 13か所
11	保育所等における一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業	延べ6,112人	延べ3,797人	延べ3,712人	延べ5,730人	延べ5,610人
12	病児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業	延べ93人 1か所	延べ165人 1か所	延べ140人 1か所	延べ92人 1か所	延べ90人 1か所
13	ファミリー・サポート・センター (就学児童のみ)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助事業	延べ326人	延べ542人	延べ435人	延べ508人	延べ506人
14	利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		2か所	2か所	2か所	2か所
15	妊婦健康診査	母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業	677人 8,404回	549人 6,459回	528人 6,493回	622人 7,203回	589人 6,821回
16	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業	677人	518人	532人	622人	589人
17	養育支援訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行う事業	4人	6人	6人	4人	4人
18	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業		実施	実施	実施	実施
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業		未実施	未実施	実施	実施
20	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業		未実施	未実施	実施	実施